

に一本化するという、いずれにいたしましても、抜本的にやつぱり議会というものについて考え直すべきときであるというふうに思います。

○会長(小坂憲次君) 次に、西田実仁君。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。

今、この憲法審査会におきまして二院制をテーマに議論するその背景には、いわゆる、ただいまお話をございましたが、決められない政治ということを理由に首相公選制あるいは一院制ということが提唱される中、二院制の意義と役割について議論を深める必要があるからだらうというふうに私自身は思つております。

この決められない政治、いわゆる決められない政治というのは、国会及び内閣における意思決定が適切に行われていないということを指すのではなくいかと思われます。したがつて、問題意識といふことは、内閣と国会で適切な意思決定がでたましては、内閣と国会で適切な意思決定ができるようにすることと二院制がどのように関係するのかという設定が必要ではないかと思つております。

私自身の個人的な意見も含めまして発言をさせていただきたいと思います。

まず、議院内閣制度の下におきまして、いわゆる官僚の支配ではない内閣の意思決定を図るために、内閣の機能強化を図らなければならないと思います。それには、内閣法第三条第一項に定めるところの、「各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する」との条文と国家公務員のキャリアシス

テムによって形作られましたいわゆる省庁割拠主義と言われる省益優先の弊害、これを改めるよう法改正も視野に入れた改革が求められると思われます。そうして初めて、行政各部への指揮監督権等、内閣総理大臣の権限を強化することができる

政治を克服して決められる政治に転換するその目的是、国民主権の徹底がなされることでなければならぬと思います。国民主権の徹底には、国民の代表者の集合体である国会の行政監視機能をいかに強化するかに懸かっております。国会の行政監視機能を高めるには、議院内閣制度を取ります以上、二院制ではなし得ないと考えます。なぜならば、政権を選ぶ一院、例えば衆議院だけでは第三者的に行政を監視することは難しいからであります。一院制の下で行政をチェックするためには、議院内閣制度ではなく大統領制度を取るべきであると考えます。

國民主権の徹底を図るために国会の行政監視機能を高めるためには、二院制度が欠かせないと考えます。その意味では、例えば衆議院が予算など金目の議論を中心にするのに対し、参議院は組織や人事など行政監視の機能をより重視する役割分担が考えられます。参議院の行政監視機能を強める改革が必要との考え方であります。

例えば、そのためには、先ほどの事務方からの調査報告書にもございましたように、総務省の行政評価局を参議院に移設して、行政監視のためのハウスとしての手足をつくることも考えるべきであります。また、衆議院には、米国にある議会予算局のよう、ハウスとして独自の将来推計を行なう機関の政府からの移設も検討すべきであります。衆参それぞれの役割を徹底するための手足をつくつて、その機能を強化する必要があると考えます。

○会長(小坂憲次君) 次に、はたともこ君。

○はたともこ君 生活の党のはたともこでございます。

今日は二院制についての議論でございますが、

おいて政策を決めておりますが、この政策会議において憲法の議論を始めました。最初の取組といたしまして、憲法問題について長年にわたり研究、議論を積み重ねてこられました小沢一郎代表による憲法講義シリーズを始めました。既に、日本憲法総論、また二院制についてというテーマで行いました。内容については党のホームページにアップされておりますので、是非御覧いただければと思います。

日本国憲法総論の要点は、一部メディアでも報道されました。我が党の綱領には日本国憲法の記述がございま

して、このようになります。我が党は、我々が携わる国政とは、国民の厳肅なる信託によるものであって、その權威は国民に由来し、その權力は国民の代表者がこれを使ひ、その福利は国民がこれを享受するものであることを真摯に受け止め確認すると、憲法前文を引用しております。綱領には、統いて、正當に選挙された国会における代表者として政治を主導する權限と責任があること、その政策は国民の利益を増進するものでなくてはならないこと、国民との約束は誠実に遵守する必要があることは、正しく日本国憲法が求めているところであり、民主政治の原則であると書かれています。

我が党は自立と共生の理念の下に結党されました。が、綱領の結びにはこうあります。我が党は、諸國家、諸民族、諸文化、さらには自然とも共生する理念の下、世界の平和と持続的繁栄のための諸活動に、性別、年齢、分野を問わず積極的に参加することを求める、平和と繁栄という普遍的な目的への人類史的貢献の発信者としての日本を、全ての国民が名譽と思える時代を築くためであるとの記述がございまして、全体として日本国憲法と理念を共有していると思つております。

また、党の基本政策では具体的には憲法についての記述はございませんが、外交・安全保障政策のところで、国連憲章や日本国憲法前文の精神にのつとつた安全保障基本法を制定し、国連平和維持活動への参加を進めると明記をしております。我が生活の党は、全議員参加の総合政策会議において政策を決めておりますが、この政策会議において憲法の議論を始めました。最初の取組といたしまして、憲法問題について長年にわたり研究、議論を積み重ねてこられました小沢一郎代表による憲法講義シリーズを始めました。特に二院制の問題については、衆議院と参議院の機能、權能について具体的に検討をしていくことが当面の結論でございます。

参議院の機能についてはいろいろな議論がございますが、私の僅かな経験から申し上げますと、例えば衆議院に設置された原子力問題調査特別委